

立教給第 1425 号  
令和 3 年 11 月 12 日

立川市学校給食運営審議会  
会長 石田 裕美 殿

立川市教育委員会  
教育長 小町 邦彦

1 諮問

中学校給食費の改定について

2 趣旨

現在、本市の学校給食事業は、小学校においては 19 校のうち 8 校が単独調理方式、11 校が共同調理場方式で、中学校においては全 9 校が家庭からの弁当か、調理委託事業者が調理・配送する給食かを選択できる弁当併用外注給食方式で運営しています。実施運営にあたっては、学校給食法の定めにより施設、設備、運営等に要する経費は市が負担し、食材料の購入に要する経費は学校給食費として保護者が負担しています。

また、学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、安全で栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康増進を図り、食についての正しい理解と望ましい食習慣を養うことなどを目的に実施しているところです。

このような中、アレルギー対策の充実、中学校給食の完全実施のため、現在新学校給食共同調理場の整備を進めており、令和 5 年 2 学期から、単独調理方式の小学校と弁当併用外注給食方式の中学校が共同調理場方式へと移行することとなります。

小学校については既に共同調理場方式の学校給食費が定められていますが、中学校については共同調理場方式の学校給食費が定められていない状況です。

つきましては、給食方式の変更に対応するため、中学校給食費の改定について諮問いたします。